

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分)

■令和7年10月1日～令和7年10月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

令和7年10月31日現在

〈その他:2件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月1日	国民生活センターテスト部での実証実験の要望書	カナリア・ネットワーク全国 共同代表 青山和子、深谷桂子	<p>香害被害の声は増える一方で、改善の兆しすらない。2024年には、約9000筆の署名が「日本石鹼洗剤工業会と大手3メーカー(P&G、花王、LION)」へ提出されたが、企業側は被害者団体等との話し合いに応じていない。</p> <p>これ以上の健康被害や移香被害が広がらないように、マイクロカプセル等の徐放技術を用いた製品の欠陥を明確にし、一日も早く、安全の確保と品質の改善を事業者に求めていく必要がある。については、その根拠資料とするために、下記のように実証実験の実施を要望する。</p> <p>国民生活センター商品テスト部において、大手洗剤メーカー製品の繰り返し使用による香料等揮発性化学物質の変化を検証すること。</p> <p>実験の仕様設計に当たっては、被害当事者団体であるカナリア・ネットワーク全国と、類似実験の経験者である浦野真弥博士の参加を求める。</p>
10月28日	精油製品における表示制度の整備に関する提言	一般社団法人 日本アロマセラピーアカデミー 理事長 工藤千秋	<p>精油にはGHS分類に該当する成分が含まれ、皮膚刺激性・感作性・環境毒性などのリスクがある。欧米先進国ではこれらを含有する精油は規制対象であるが日本では家庭用品品質表示法および雑貨工業品品質表示規程の対象外とされ、行政区分で「雑貨」扱いであることから事業者に健康被害情報の収集や報告義務がない。</p> <p>現行制度では精油は取扱い上の注意喚起や含有化学物質の表示義務がない。国内での販売量が拡大し続けており、表示制度の整備は急務である。行政が主導し業界、学術機関と連携して制度設計を進めることを強く求める。</p> <p>本件については消費者庁、厚労省とも数回の意見交換をしてきたが、適切な回答、助言はなく現状が継続され、消費者の健康被害の拡大につながる懸念から本提言書を提出する。</p> <p>消費者委員会への提言は以下のとおり。</p> <p>(1)精油を「家庭用品品質表示法」、「雑貨工業品品質表示規程」に品目指定する ・精油製品を「家庭用品品質表示法」、或いは「雑貨工業品品質表示規程」の対象品目として追加指定することで製造輸入販売事業者は製品への表示義務が生じ、消費者に取扱い方法や安全性に関する情報を発信することで、健康被害リスクの低減を図る。 ・表示項目として、以下を例示: *成分名(主要成分) *CAS番号 *GHS分類 *使用上の注意</p> <p>(2)GHS分類に基づく成分表示の推奨 ・精油に含まれる主要成分について、GHS分類に基づく表示を推奨。 ・消費者向けラベルおよび業者向けSDSに反映。</p> <p>(3)業界自主規制の支援 ・表示制度の導入に向けた業界団体による自主規制の整備を支援。 ・行政との連携によるガイドライン策定。</p> <p>※GHS (Globally Harmonized System): 化学物質の危険性を分類・ラベル表示・安全データシート(SDS)で統一的に伝える国際制度 ※CAS番号: 米国化学会の一部門「Chemical Abstracts Service」が管理・付与する、化学物質を一意に識別するための国際的な登録番号</p>

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から13件の意見等が寄せられました(内訳: 取引・契約関係:10件 その他:3件)。

寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。